

西宮市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係るやむを得ない事由による措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。）第15条の4第1項若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第21条の6の規定に基づき、やむを得ない事由による措置（以下「措置」という。）を行うために必要な事項を定める。

(対象者等)

第2条 措置の対象者は、やむを得ない事由により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス又は児福法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援の利用をすることが著しく困難であると認める障害者又は障害児とする。

2 前項の「やむを得ない事由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 障害者総合支援法の規定により当該措置に相当する障害福祉サービスに係る給付を受けることができる障害者又は障害児の保護者が、事業者と契約をして障害福祉サービスを利用し、又はその前提となる支給申請を期待しがたいことにより障害福祉サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
- (2) 児福法の規定により当該措置に相当する障害児通所支援に係る給付を受けることができる障害児の保護者が、事業者と契約をして障害児通所支援を利用し、又はその前提となる支給申請を期待しがたいことにより障害児通所支援を利用することが著しく困難であると認められる場合
- (3) 家族等の介護者から虐待を受け、当該介護者による虐待から保護される必要があると認められる場合
- (4) その他福祉事務所長がやむを得ない事由と認める場合

(措置の内容)

第3条 福祉事務所長は、第2条に規定する者に対し、必要に応じて次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 行動援護
- (4) 同行援護
- (5) 重度障害者等包括支援
- (6) 短期入所
- (7) 生活介護
- (8) 療養介護

- (9) 施設入所支援
- (10) 自立訓練
- (11) 就労移行支援
- (12) 就労継続支援
- (13) 共同生活援助
- (14) 宿泊型自立訓練
- (15) 児童発達支援
- (16) 医療型児童発達支援
- (17) 放課後等デイサービス
- (18) 保育所等訪問支援

(調査及び措置の決定)

第4条 福祉事務所長は、第2条に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに当該者の実態を調査するものとする。

2 福祉事務所長は、当該者が障害者総合支援法に規定する障害支援区分認定を受けていない場合は、必要に応じて障害支援区分認定を実施する。ただし、急を要する場合は、次項による措置の決定後又は措置の開始後にこれを実施する。

3 福祉事務所長は、第1項の実態調査及び第2項の障害支援区分認定の結果を基に、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行うものとする。ただし、知障法第16条第1項第2号の規定に基づく場合であって、医学的及び心理学的判定を必要とする場合には、同法第16条第2項の規定に基づき、あらかじめ、兵庫県知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

- (1) 当該者の意思と尊厳
- (2) 当該者及び家族等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境
- (3) その他当該者及び家族等の福祉を図るために必要な事情

4 福祉事務所長は、前項の決定を行った場合は、措置開始決定通知書(様式第1号)により当該者に通知するものとする。この場合において、当該者が20歳未満の場合は、親権者及び未成年後見人へも通知するものとする。

5 福祉事務所長は、措置を決定したときは、できるだけ早い時期に措置を開始するものとする。

6 福祉事務所長は、措置を決定した後、必要な調査及び指導その他必要な援助を行うものとする。

(事業の委託)

第5条 福祉事務所長は、措置を決定したときは、障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設若しくはほのぞみの園、身障法に規定する指定医療機関の設置者又は児福法に規定する指定障害児通所支援事業者(以下「事業者」という。)に第3条第1項各号に掲げるサービスを提供することを委託するものとする。

2 福祉事務所長は、前項によるサービスを提供することを委託する場合は、措置委託通知書(様式第2号)により、委託する事業者に対し通知するものとする。

3 福祉事務所長は、事業者が前項の規定による委託を正当な理由なく拒んだときは、身障法第18条の2、知障法第21条及び児福法第21条の7の規定により、当該事業者に措置を受託させるものとする。

(費用の支弁)

第6条 福祉事務所長は、措置に要する費用を支弁するものとする。措置に要する費用とは、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 障害福祉サービス

ア「やむを得ない事由による措置を行なった場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日付け障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「措置単価等の取扱い」という。）に基づき算定した額

イ「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」に基づき算定した額

(2) 障害児通所支援

ア「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行なった場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日付け障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「措置通所単価等の取扱い」という。）に基づき算定した額

イ「児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）」第18条の2に規定する通所特定費用

(費用の請求)

第7条 事業者は、措置に要する費用について、措置費請求書（様式第3号）により福祉事務所長に請求するものとする。

(費用の徴収)

第8条 福祉事務所長は、第6条の規定により費用を支弁した場合は、措置単価等の取扱い又は措置通所単価等の取扱いに基づき、当該措置に要する費用について費用徴収額決定通知書（様式第4号）により当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）に通知し、当該月の翌月末までに当該措置に係る者又はその扶養義務者から徴収するものとする。

(措置の変更)

第9条 福祉事務所長は、措置に係る者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

2 福祉事務所長は、措置を変更したときは、措置廃止（変更）決定通知書（様式第5号）及び措置委託解除（変更）決定通知書（様式第6号）により、当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。この場合において、当該措置に係る者が20歳未満の場合は、親権者及び未成年後見人へも通知するものとする。

(措置の解除)

第10条 福祉事務所長は、措置に係る者が次の各号のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を解除するものとする。

- (1) 障害者支援施設に入所すること等により、家族等から虐待を受ける恐れがなくなり、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合
- (2) 成年後見制度等に基づき、本人を代理する成年後見人等を活用することにより、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合
- (3) その他福祉事務所長が措置に係る者がやむを得ない事由の解消により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用に関する契約又は児福法に基づく障害児通所支援の利用に関する契約を行うことができるようになった場合

2 福祉事務所長は、措置を解除したときは、措置廃止（変更）決定通知書（様式第5号）及び措置委託解除（変更）決定通知書（様式第6号）により、当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。この場合において、当該措置に係る者が20歳未満の場合は、親権者及び未成年後見人へも通知するものとする。

（成年後見制度の活用）

第11条 福祉事務所長は、措置に係る者が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため特に必要があると認めるときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は知障法第28条に規定する審判を請求するなどして、当該措置に係る者が民法に規定する成年後見制度等を活用できるよう援助するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

様

西宮市福祉事務所長 ○○ ○○

障害福祉サービス等措置開始決定通知書

西宮市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係るやむを得ない事由による措置要綱に基づく措置を次のとおり開始することに決定しましたので通知します。

措置の内容					
措置開始日		平成 年 月 日			
被措置者		氏名 年 月 日生（ 歳）（男・女）			
居住地等		住所			
利用先	所在地				
	名称				
利用者負担金		対象者	月額	円	階層区分
		扶養義務者	月額	円	
障害状況					
その他（理由等）					

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、西宮市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この決定があったことを知った日（審査請求に対する裁決を経た場合は、当該裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6カ月以内に、西宮市（代表者は、西宮市長です。）を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日（審査請求に対する裁決を経た場合は、当該裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起できなくなります。

様

西宮市福祉事務所長 ○○ ○○

障害福祉サービス等措置委託通知書

西宮市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係るやむを得ない事由による措置要綱に基づく措置を次のとおり決定しましたので貴事業所に委託します。

措置の内容					
委託開始日		平成 年 月 日			
被措置者		氏名 年 月 日生（ 歳）（男・女）			
居住地等		住所			
委託先	所在地				
	名称				
委託費用		国の定める基準による			
利用者負担金	対象者	月額	円	階層区分	
	扶養義務者	月額	円		
障害状況					
その他（理由等）					

措置費請求書

平成 年 月 日

西宮市福祉事務所長 様

(事業者・施設名)

(所在地)

(代表者名)

印

このことについて、次のとおり請求します。

措置対象者	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住所			
請求金額	金 額 円			
内 容	西宮市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係るやむを得ない事由による措置要綱に基づく措置費として			
	(年 月 から 年 月 分)			

・添付書類

介護給付費・訓練等給付費等措置費明細書

障害福祉サービス及び障害児通所支援実績記録票 (写し)

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支店名称	
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

様

西宮市福祉事務所長 ○○ ○○

費用徴収額決定通知書

西宮市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係るやむを得ない事由による措置要綱に基づき、あなたから納入していただく額を決定しましたので通知します。

なお、徴収金の納入につきましては、必ず指定納入期限までに、もよりの銀行等に、納入通知書兼領収証書に現金を添えて納めていただきますようお願いいたします。

区 分	本人徴収金
措 置 の 内 容	
事 業 所 名	
徴 収 月	平成 年 月分
徴 収 金 額	円
決 定 の 理 由	

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、西宮市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この決定があったことを知った日（審査請求に対する裁決を経た場合は、当該裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6カ月以内に、西宮市（代表者は、西宮市長です。）を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日（審査請求に対する裁決を経た場合は、当該裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起できなくなります。

様

西宮市福祉事務所長 ○○ ○○

障害福祉サービス等措置廃止（変更）決定通知書

西宮市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係るやむを得ない事由による措置要綱に基づく措置を次のとおり廃止・変更することに決定しましたので通知します。

被措置者	氏名 年 月 日生（ 歳）（男・女）	
措置の内容		
決定内容	変更（変更内容） 廃止（廃止理由）	
利用先	所在地	
	名称	
廃止（変更）日		
備考		

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、西宮市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この決定があったことを知った日（審査請求に対する裁決を経た場合は、当該裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6カ月以内に、西宮市（代表者は、西宮市長です。）を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日（審査請求に対する裁決を経た場合は、当該裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起できなくなります。

様

西宮市福祉事務所長 ○○ ○○

障害福祉サービス等措置委託解除（変更）通知書

西宮市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係るやむを得ない事由による措置要綱に基づく措置を次のとおり解除・変更することに決定しましたので通知します。

被 措 置 者	氏名 年 月 日生（ 歳）（男・女）	
措 置 の 内 容		
決 定 内 容	変更（変更内容） 廃止（廃止理由）	
委 託 先	所 在 地	
	名 称	
廃 止（変 更）日		
備 考		